

古座川町第 7 期障害福祉計画
及び第 3 期障害児福祉計画

令和 6 年 3 月
古座川町

ごあいさつ

平素より町政運営にあたりまして、深いご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本町は、平成 28 年度に 10 ヶ年の「第 2 次障害者基本計画」を策定し、障害のある方の生活支援とサービス体制の確立を行ってまいりました。さらに、令和 3 年 3 月にこの基本計画を上位とした「第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画」を策定し町政に取り組んでまいりましたが、3 年ごとの計画の見直しから本計画の第 7 期障害者福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画を策定いたします。

「自立と支えあいによるまちづくり」を基本理念とし、障害のある方をはじめとする全町民が相互に助け合い安心して暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりをすすめていきたいと考えております。また、地域の障害福祉の現状を行政、事業所、各団体、町民で共有し、連携して課題を解決してまいります。

最後になりましたが、本計画にあたり調査・ヒアリングにご協力いただきました関係各位の方々にお礼申し上げますとともに、今後も障害福祉に寄り添った町政を展開していくために住民・関係機関の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月

古座川町長 西前 啓市



目次

第1章	計画の基本的な考え方	6
1.	計画策定の概要	6
2.	計画の位置づけ	8
3.	計画期間	10
4.	古座川町障害福祉施策の基本目標	11
第2章	古座川町の障害者等の現状	12
1.	計画の対象	12
2.	古座川町と障害のある人の現状	12
(1)	人口と高齢化率	12
(2)	人口における年齢(5歳区分)、男女別人口	13
(3)	障害者手帳所持者数の推移	14
3.	古座川町及び周辺地域の障害福祉課題	17
第3章	国の「基本指針」とサービス体系	19
1.	国の「基本指針」	19
2.	障害者総合支援法に基づくサービス体系	20
第4章	基本指針に基づく目標値	21
1.	成果目標について	21
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	22
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	24
(3)	地域生活支援の充実	24
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	25
(5)	障害児支援の提供体制の整備等	27
(6)	相談支援体制の充実・強化等	28
(7)	障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	29

第5章 障害福祉サービスの見込みと確保策	30
1. 障害福祉サービスの見込みと確保のための施策	30
(1) 訪問系（居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	30
(2) 日中活動系 介護給付（短期入所・療養介護・生活介護）	32
(3) 日中活動系 訓練等給付（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援）	34
(4) 居住系（自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援）	37
(5) 相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）	38
2. 地域生活支援事業の見込みと確保のための施策	40
(1) 成年後見制度利用支援事業	40
(2) 意思疎通支援事業	41
(3) 日常生活用具給付等事業	42
(4) 手話奉仕員養成研修事業	43
(5) 移動支援事業	43
(6) 地域活動支援センター事業（基礎的事業分）	44
(7) 理解促進研修・啓発事業	44
(8) 自発的活動支援事業	45
(9) 成年後見制度法人後見支援事業	45
第6章 障害児福祉計画	46
1. 障害児福祉サービス等見込みと確保のための施策	46
(1) 児童発達支援	46
(2) 居宅訪問型児童発達支援	47
(3) 医療型児童発達支援	47
(4) 放課後等デイサービス	48
(5) 保育所等訪問支援	48
(6) 障害児相談支援	49

(7) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	49
第7章 計画の推進	51
1. 計画の推進体制	51
2. 計画の進捗管理	51
参考資料	52
1. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの体系	52
2. ヒアリング協力事業所・事務局等	53
策定経過	53

第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の概要

障害者自立支援法は、平成 18 年 4 月に増加する障害福祉サービスへの対応や障害のある人の自立した地域生活を支援することなどを目的として施行されました。その後、何度かの改正を経て、現在障害者総合支援法として障害者、障害児の日常生活、社会生活を支えています。この法律では、市町村障害者基本計画、障害福祉計画の策定が義務付けられており、古座川町（以下、本町とする。）では、平成 28 年度から「第 2 次障害者基本計画（以下、基本計画とする。）」を策定、施行し、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備に取り組んできました。

現在、障害福祉分野では「地域共生社会」の実現を目指して、障害の有り無しにかかわらず、すべての人々がともに世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創り、高めあう社会の在り方が求められています。そのため、障害のある人の権利が守られるとともに、意思決定が尊重されるよう、多様な支援が必要とされています。

前回策定した「古座川町第 6 期障害福祉計画」の計画期間が令和 5 年度に終了することから、上記の国や社会の動きを踏まえた上で、「第 7 期古座川町障害福祉計画及び第 3 期古座川町障害児福祉計画」（以下、本計画とする）を策定し、新宮・東牟婁圏域での障害福祉サービスの提供量の確保やサービス拡大に対応します。また、複雑化する障害福祉制度を持続的、安定的に利用が出来るよう、これまでの古座川町の障害福祉施策の基盤整備の実績を踏まえながら、国の指針に基づき基本目標を設定します。

○近年の障害福祉関連法の制定・改正等のまとめ

年	内 容
平成 23 年	<p>「障害者基本法」の改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	<p>「障害者虐待防止法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	<p>「障害者総合支援法」（改正障害者自立支援法）の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 <p>「障害者優先調達推進法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定等 <p>「障害者基本計画（第3次）」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	<p>国 「障害者権利条約」を批准</p> <p>「障害者総合支援法」の改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	<p>「障害者差別解消法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等 <p>「障害者雇用促進法」の改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 <p>「成年後見制度利用促進法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 <p>「発達障害者支援法」の改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	<p>「障害者基本計画（第4次）」策定</p> <p>「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 <p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等

年	内 容
令和元年	「読書バリアフリー法」の施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
令和2年	「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等 「バリアフリー法」の改正・一部施行
令和3年	「医療的ケア児支援法」の施行 ・医療的ケア児及び家族に対する支援、相談体制の設備、支援者の人材確保 等
令和4年	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施工 ・機器・サービスの開発提供への助成、多様な手段による緊急通報の仕組みの設備の推進
令和5年	「障害者雇用促進法」の改正・一部施行
令和6年	「障害者差別解消法」の改正・施行 「障害者雇用促進法」の改正・一部施行

2. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。本町における障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の実施を円滑に行うために、供給見込み量や確保のための施策を定めるための計画として策定され、3年ごとに見直しを行います。

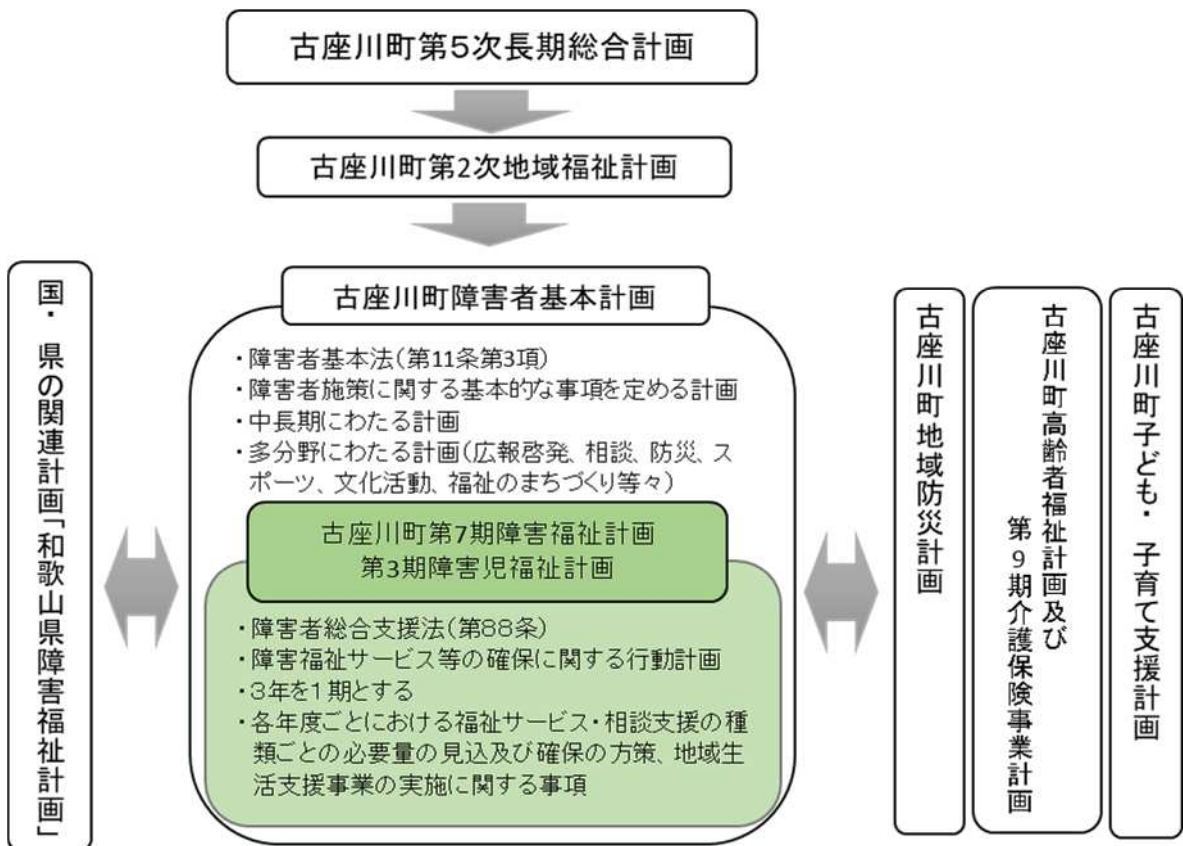
本計画は、「古座川町第5次長期総合計画」、「第2次古座川町地域福祉計画」を上位におき、基本計画に基づいて、他計画との整合性を図りながら一体的に策定します。

障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



3. 計画期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針において計画の期間を「3年」と定めていることから、本計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

今回の計画の上位計画である基本計画については、前回策定された第2次障害者基本計画にて1年の期間延伸がされ、計画期間が令和8年度末までとされました。次回の基本計画から計画期間が10年から9年に短縮され、障害福祉計画及び障害児福祉計画の第8期から同時策定を実施します。

○計画の期間

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障害者計画 古座川町	第2次障害者計画 10年間（平成28年度～令和7年度）					1年間 延伸	第3次障害者計画 9年間（令和9年度～令和17年度）		
					策定	策定			
国			基本指針 告示			基本指針 告示			基本指針告示
障害福祉計画 古座川町	第6期障害福祉計画		第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画			
		見直し				見直し		見直し	
福祉計画 古座川町	第2期障害児福祉計画		第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画			
		見直し				見直し		見直し	
町 計 画 の 他	古座川町第5次長期総合計画 10年間（平成27年度～令和6年度）				古座川町第6次長期総合計画 10年間（令和7年度～令和16年度）				
和 計 画 山 県	紀の国障害者プラン			紀の国障害者プラン2024 （令和6年度～令和11年度）					

4. 古座川町障害福祉施策の基本目標

自立と支えあいによるまちづくり

この基本理念をもとに、次の3つの重点目標を掲げて本町における障害者福祉施策を推進します。

(1) 地域社会における支援体制の充実

障害のある人が自らの意思に基づき選択し、できるだけ身近な場所で必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域で生活していけるように、障害の特性に応じた保健・医療・福祉のサービスの提供ができる体制の整備、充実を図ります。

(2) 障害者の自立と社会参加の促進

障害のある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、生きがいを持って暮らせることが重要です。これには年代に応じて、乳幼児期からの早期療育や教育、就業支援や成年後見人制度などの権利擁護等、総合的で継続した支援の充実を図ります。

(3) バリアフリー社会の実現に向けて

障害や障害のある人に対する理解を進めるため、精神面、環境面、情報面など生活全般におけるソフト、ハード両面にわたるさまざまなバリア(障壁)を解消するとともに、住民の積極的な参加により地域福祉社会の構築を目指します。

第2章 古座川町の障害者等の現状

1. 計画の対象

本計画における「障害者（障害のある人）」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」（障害者基本法第2条）を総称することとします。

このため、計画に基づき推進する各施策の対象者は、上記で定義する18歳以上の者並びに障害のある子供とします。つまり、障害者手帳の所持者だけでなく、難病患者、自立支援医療の公費負担を受けている人、疾病や発達の問題を抱えている子供など、日常の生活又は社会での生活で支援が必要な人全般を指します。

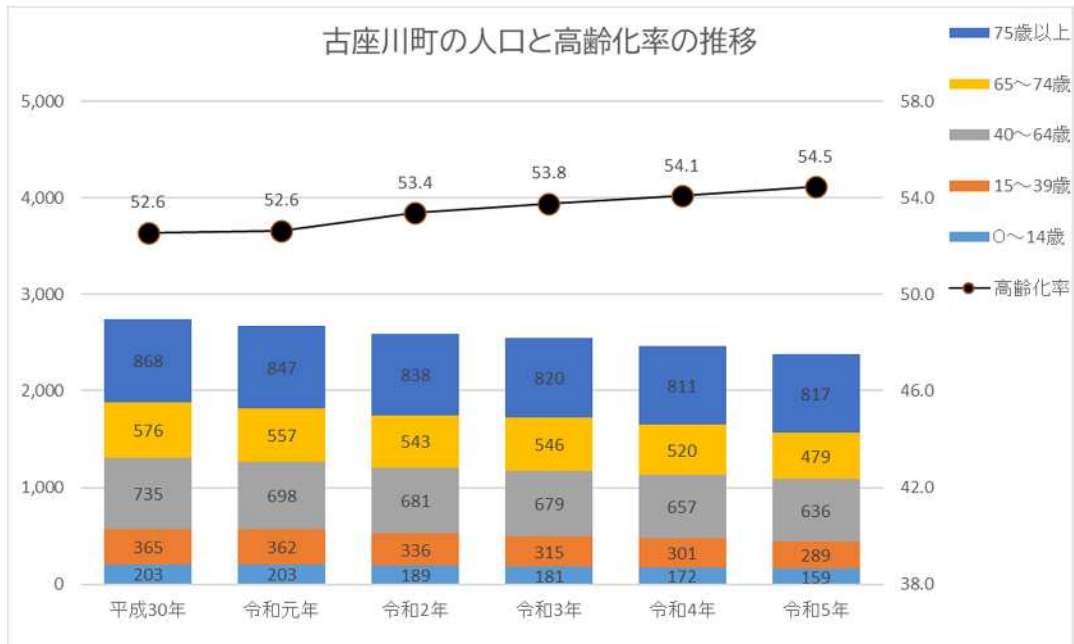
また、基本理念の実現のためには、町民の理解と協力が欠かせないことから、この計画は、障害者をはじめとする全町民を対象者とします。

2. 古座川町と障害のある人の現状

(1) 人口と高齢化率

総人口は減少傾向にあり、平成30年から令和5年にかけて367人減少しており、令和5年では2,380人となっています。

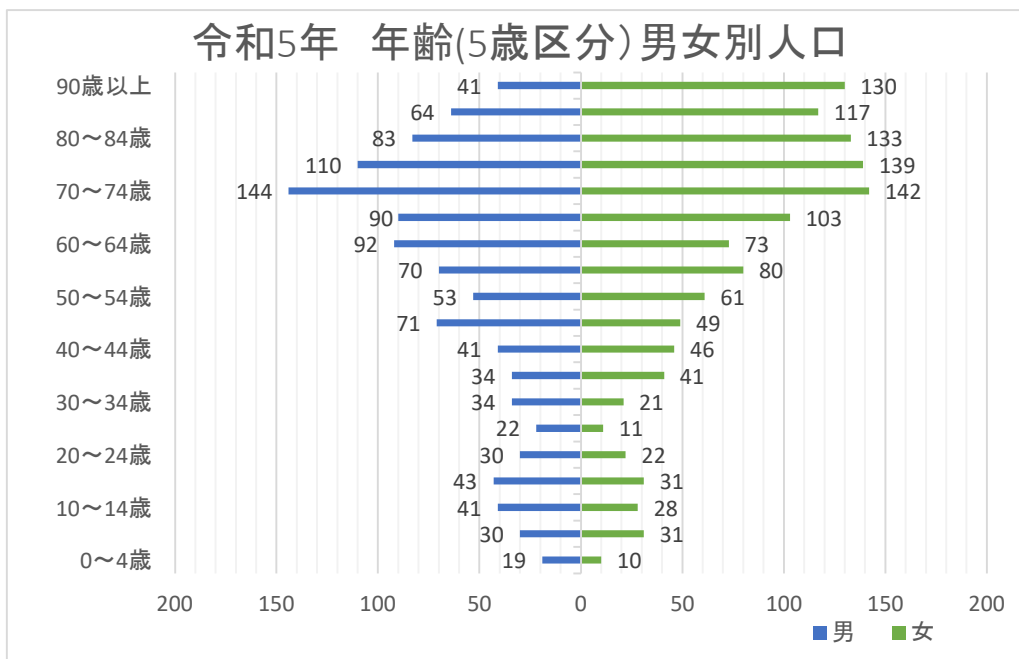
また、高齢化率は上昇傾向にあり、令和5年では54.5%となっています。これは、和歌山県下で最も高い数字です。



資料：住民生活課（令和5年9月1日現在）

(2) 人口における年齢(5歳区分)、男女別人口

0～4歳が男性19人、女性10人と最も少なく、70～74歳が男性144人、女性142人と最も多くなっています。本町における少子高齢化の状況が見て取れます。



(単位：人、%)

資料：住民生活課（令和5年9月1日現在）

(3) 障害者手帳所持者数の推移

人口減少とともに、手帳の所持者数も減少傾向にあります。令和5年度の最新値では220名の町民が障害者手帳を所持しています。人口に対しての所持率はここ数年約8.8～9.2%で推移しており、約11人に1人がなんらかの障害をもっていることが分かります。また、障害者手帳を持っていなくても、日常生活に支援が必要な人も含めるともっと多くの方が、支援を必要としている可能性があります。



◆総人口に対する手帳所持者数の対比（身体・療育・精神）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手帳所持者数（人）	243	230	223	217	220
手帳所持率	9.1%	8.9%	8.8%	8.8%	9.2%

各年4月1日時点 ※令和5年度は1月末時点

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向で、人口に対して6.3～6.9%で推移しています。

種別ごとの最新値では肢体不自由が88名で最も多く、内部障害が45名、聴覚・平衡障害が17名と続きます。

◆総人口に対する手帳所持者数の対比（身体障害者手帳）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手帳所持者数（人）	184	172	164	156	159
手帳所持率	6.9%	6.6%	6.5%	6.3%	6.7%

各年4月1日時点 ※令和5年度は1月末時点

○身体障害手帳 等級/種別ごと（人）

令和5年度 最新値（1月末時点）

	内 部	肢体不自由	音声・言語	聴覚・平衡	視 覚	合 計
6 級	0	4	0	8	0	12
5 級	0	9	0	1	3	13
4 級	11	34	1	4	0	50
3 級	11	18	1	4	1	35
2 級	2	11	0	0	1	14
1 級	21	12	0	0	2	35
合 計	45	88	2	17	7	159

※主たる障害で計上 ※級数は総合等級

② 療育手帳

療育手帳の所持者数は減少傾向で、人口に対して約1.4～1.5%で推移しています。

等級ごとの最新値では一般的に軽度といわれるB2が最も多く18名、続いて中度のB1が8名、重度のA2が9名、最重度のA1は0名です。障害が重くなるにつれ、在宅での生活が難しくなるので、町外の施設やグループホームへ入居するケースが多くなります。

◆総人口に対する手帳所持者数の対比（療育手帳）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手帳所持者数（人）	37	36	37	35	35
手帳所持率	1.4%	1.4%	1.5%	1.4%	1.5%

各年4月1日時点 ※令和5年度は1月末時点

○療育手帳 等級ごと

等 級	人 数
B 2 (軽 度)	18
B 1 (中 度)	8
A 2 (重 度)	9
A 1 (最重度)	0
合 計	35

令和5年度 最新値 (1月末時点)

③ 精神保健福祉手帳

精神保健福祉手帳の所持者数は、人口に対して約0.8～1.1%で推移しています。

等級ごとの最新値では、3級が7名、2級が16名、1級が3名となっております。

◆総人口に対する手帳所持者数の対比 (精神保健福祉手帳)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手帳所持者数 (人)	22	22	22	23	26
手帳所持率	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.1%

各年4月1日時点 ※令和5年度は1月末時点

○精神保健福祉手帳 等級ごと

等 級	人 数
3 級	7
2 級	16
1 級	3
合 計	26

令和5年度 最新値 (1月末時点)

3. 古座川町及び周辺地域の障害福祉課題

本計画を策定するにあたって、古座川町及び周辺地域の障害福祉関係の課題をアンケートで回答していただきました。

【アンケート結果】

・ 高齢者福祉

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行・併用、それに係るケアマネジャーとの連携

■65歳以上になると障害福祉サービスよりも介護保険サービスが優先的に適応されます。そのような場合、スムーズなサービス移行ができるように移行前準備からの相談支援員とケアマネジャーの連携が必須です。当圏域では、相談支援専門員とケアマネジャーの交流を持つため、年1回ほど交流会を実施し顔の見える関係性を維持しています。

・ 医療福祉

精神障害の方の退院支援が難しい

■現在入院されている精神障害の方の多くがご高齢になってきており、認知症や更なる医療支援の必要性等から退院後に地元や住んでいる地域での一人暮らしが難しくなっています。その現状を関係機関で共有するため、新宮・東牟婁圏域自立支援協議会の精神部会で事業所と医療機関の意見交換等を実施しています。

・教育福祉

一般高校との関わりを強く持ちたい

■近頃は、一般高校から相談支援事業所や就労支援事業所等への相談件数が増加しています。今後は一般高校との連携にも力をいれて支援体制を確保していきます。

・親亡き後の支援について

成年後見制度の周知に力を入れたい

■支援をしている家族、親戚が今後支援できなくなった場合、一人暮らしや自力での生活が余儀なくされます。判断能力に不安を感じる障害のある方が自立した生活を安心して送ることができるように、制度の情報提供や周知を行っていきます。

・障害者総合支援法以外のサービス

事業所や医療機関への移動手段の充実

■当圏域は公共交通機関での移動が難しいため、通所や医療機関への移動方法が課題です。今後地域の実情を加味した圏域（各市町村）独自の取り組みを考えていく必要があります。古座川町では、町単独事業として月2回利用できる外出支援サービスを行っています。

第3章 国の「基本指針」とサービス体系

1. 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第 87 条第 1 項および児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村および都道府県が作成すると規定されているため、令和 5 年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

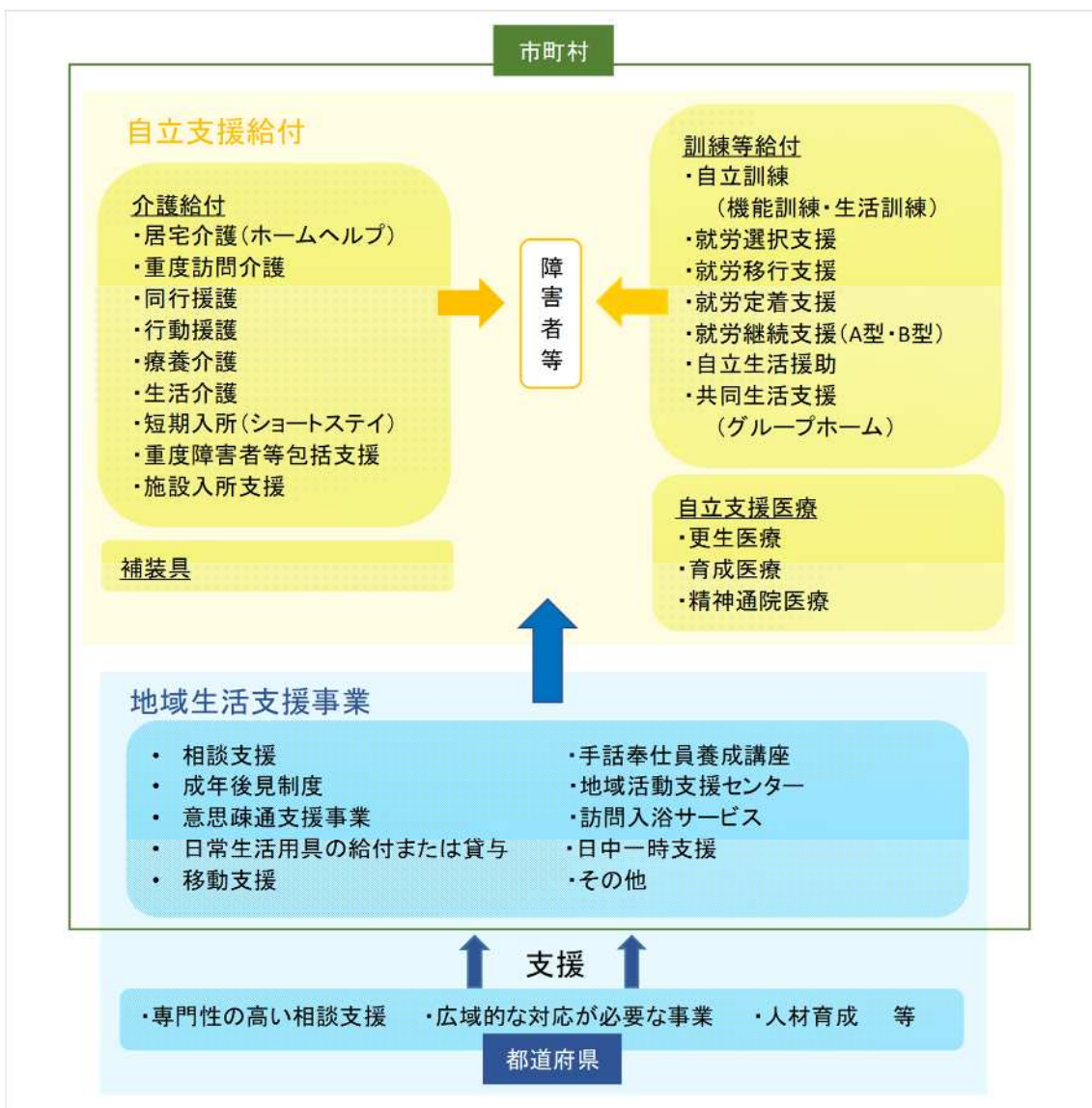
国が示す「基本指針」の主な概要（厚生労働省：令和5年5月19日）

1. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 福祉施設から一般就労への移行等
4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
5. 発達障害者等支援の一層の充実
6. 地域における相談支援体制の充実強化
7. 障害者等に対する虐待の防止
8. 「地域共生社会」の実現に向けた取組
9. 障害福祉サービスの質の確保
10. 障害福祉人材の確保・定着
11. よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
12. 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
13. 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

「障害福祉サービス」は、個々の障害のある人々の障害程度や社会活動や介護者、居住等の状況をふまえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられます。

■障害福祉サービスの体系図



第4章 基本指針に基づく目標値

1. 成果目標について

国の示す基本指針の成果目標は次のとおりです。

■市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
(1) 福祉施設入所者の 地域生活への移行	地域移行者数を令和4年度末の施設入所者数の6%以上にする
	施設入所者数を、令和4年度末の5%以上削減
(2) 地域生活支援の充実	各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
	強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において胃炎ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
(3) 福祉施設から一般就労への 移行等	一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所が50%以上
	就労定着支援事業の利用者数が、令和3年度末実績の1.41倍以上
	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就

	労定着率が 70%以上となる就労定着支援事業所の割合が 25%以上
(4)障害児支援の提供体制の整備等	各市町村又は各圏域に児童発達支援センターを 1 箇所以上設置
	全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は各圏域に 1 カ所以上
	医療的ケア児コーディネーターの設置
相談支援体制の充実・強化等	各市町村に基幹相談支援センターを設置
	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害のある人（以下「施設入所者」という。）のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和 8 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

(1)福祉施設から地域生活への移行者数

令和 4 年度末時点の施設入所者数 7 人（基準値）に対し、令和 8 年度末までに 1 人を地域生活へ移行します。

○実績

令和2年度 移行者数	令和3年度 移行者数	令和4年度 移行者数	合計
0人	0人	0人	0人

○成果目標

令和4年度末 施設入所者数 (基準値)	令和8年度末 地域移行者数 (目標値)	移行率	国基本指針
7人	1人	14.00%	5.0%以上

(2)施設入所者の減少

令和6年3月末現在の施設入所者数は7人です。

この基準値に対し、令和8年度末までに施設入所者数を6人にするため、1人(14.0%)の施設入所者を削減します。

○実績

令和4年度末時点 施設入所者数
7人

○成果目標

令和4年度末 施設入所者数 (基準値)	令和8年度末 施設入所者数 (目標値)	削減数	国基本指針
7人	6人	1人(14.0%)	5.0%以上

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者が連携を図り、精神障害のある人が地域に定着していただける包括的な体制整備を目指します。

○活動指標

	事項		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		人/年	19	19	19
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回/年	2	2	2

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点事業等を整備し、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。また、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況の検討を行います。

○活動指標

地域生活支援拠点等の確保及び運用状況の検証・検討

	事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点	2	2	2
	コーディネーターの配置人数	2	2	2
	地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数	1	1	1
	運用状況の検証・検討	1回/年	1回/年	1回/年

本町を含めた、新宮・東牟婁市町村と圏域にある基幹相談支援センターが連携し、他領域にまたがる複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」により地域生活支援拠点等を確保しています。

今後も圏域と基幹相談支援センターが連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

○面的整備型イメージ図



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を定めます。

(1)福祉施設からの一般就労移行者数

令和2年から令和5年3月末までに、福祉施設から一般就労へ移行した方は0名です。

令和4年度末時点の一般就労移行者数0人に対し、令和8年度末までに2人を福祉施設から一般就労へ移行します。内訳として、就労移行支援から1人、就労継続支援B型から1人とします。当地域では高齢化が進んでおり、就労継続支援を利用している方々も例外ではありません。高齢者の一般就労はより難しいということもあり、実績が少なく指針の通りとはいきませんが、中には一般就労を希望されている方もいるので目標として設定します。

○実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般就労 移行者数	0人	0人	0人

○成果目標

		就労移行者 数	目標値	国基本指針
		(令和4年 度末)	(令和8年度末 までに)	
合計		0人/年	2人	1.28倍以上
	就労移行支 援	0人/年	1人	1.31倍以上
	就労継続支 援A型	0人/年	0人	1.29倍以上
	就労継続支 援B型	0人/年	1人	1.28倍以上

(2)一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合

令和5年3月末時点で就労定着支援事業を利用しているのは1人です。
令和8年度における一般就労移行者のうち、圏域内の就労定着支援事業所における定員数の5割以上が就労定着支援事業を利用することを目指します。

(3)就労定着率7割以上の就労定着支援事業所割合

令和5年3月末時点で圏域内に就労定着支援を行っている事業所は1箇所なので、目標値は設定しません。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは圏域で1箇所設置済みです。早い段階での療育支援を進めるため関係機関含めて連携を図ります。

令和5年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	※すでに設置済みのため、 設置を継続していく。
設置済み	設置継続			

(2) 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築

保育所等訪問支援を利用できる体制は、圏域内で確保しています。令和8年度末までに、更なる体制の整備と利用しやすい環境づくりを行います。

令和5年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	※すでに設置済みのため、 設置を継続していく。
設置済み	設置継続			

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

古座川町内に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所はありませんが、圏域内で確保済みです。引き続き支援の充実に努めます。

令和5年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置済み	設置継続		

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

新宮・東牟婁圏域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）内の「子ども部会」を協議の場として設置しています。今後も圏域内の関係機関等との連携に努めます。

令和5年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	※すでに設置済みのため、 設置を継続していく。
設置済み	設置継続			

(5) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

現時点で、コーディネーターの配置はできていませんが、令和6年度からの配置ができるように努めます。

令和5年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
未配置	1人	1人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、その人が抱える複雑な課題や本人のニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げる等、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制を構築することが必要です。そのために、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた目標を定めます。

当圏域では事業所ならびに人員の不足により、1つの事業所が基幹から特定までの機能を有しており、相談支援専門員の負担が大きくなっています。今後、圏域で相談支援事業の運営体制の整備が必要だと考えられます。

○成果目標

令和6年1月時点では、基幹相談支援センターで総合的・専門的な相談支援を実施しています。

令和8年度末までに、相談支援の充実、情報の蓄積、課題の抽出、支援関係者へのフィードバック、課題解決のサイクルをより充実させます。

○活動指標

事項		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援体制の 充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施 実施有無	有	有	有
	地域の相談支援事業者に対する訪問等 による専門的な指導・助言	60	60	60
	地域の相談支援事業者の 人材育成の支援	65	65	65
	地域の相談機関との連携強化の 取組の実施	520	520	520

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービスの質の向上を図るための体制確保として、町職員が障害者総合支援法の内容を理解するための取組を行い、利用者が必要としているサービスを提供できているのか、検証を行う必要があります。また、請求事務での過誤をなくすために、適正な運営を行っている事業所を確保します。検討は新宮・東牟婁圏域自立支援協議会の場を活用します。

○活動指標

事項		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修の参加人数	人/年	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等を活用した、 事業者や関係自治体等との共有回数	回/年	1	1	1

第5章 障害福祉サービスの見込みと確保策

1. 障害福祉サービスの見込量と確保のための施策

- (1) 訪問系（居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援）

(1)居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○実績及び見込み量（1月あたり）

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	人	8	12	10	11	12	14
	利用量	人日	89	99	106	114	120	125

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

単位について

人日：月平均利用延べ人数(月平均利用者数×一人あたりの平均利用日数)

(2)重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常時介護が必要な人に自宅や医療機関等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の異動支援などを総合的に提供します。

○実績及び見込み量（1月あたり）

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(3)同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

○実績及び見込量（1月あたり）

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(4)行動援護

自己判断能力が制限されている人（重度の知的障害者や精神障害者）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

○実績及び見込量（1月あたり）

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	利用者数	人	1	0	0	1	1	1
	利用量	人日	0	0	0	1	1	1

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(5)重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い障害者等に、居宅介護や短期入所等複数のサービスを包括的に提供します。

○実績及び見込量（1月あたり）

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等 包括支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

【訪問系サービス見込量確保のための方策】

- ◆各種情報媒体により訪問系サービスの体系について周知を図り、利用の促進に努めます。
- ◆関係機関・団体等と連携を図り、多様な訪問系サービス実施主体の確保・拡充に努めます。

(2) 日中活動系 介護給付（短期入所・療養介護・生活介護）

(1)短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行う人が病気などの場合、障害者支援施設等への短期間（夜間も含め）の入所が必要な障害者が対象となります。短期入所には、障害者支援施設等において実施できる福祉型短期入所と病院等において実施できる医療型短期入所があり、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

○実績及び見込量（1月あたり）

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	利用者数	人	6	5	4	4	4	4
	利用量	人日	3	0	0	3	3	3
短期入所 (医療型)	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(2)療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者に、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の介助を行います。

○実績及び見込量（1月あたり）

			実 績			見 込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(3)生活介護

常時介護を必要とする障害者に、施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

○実績及び見込量（1月あたり）

			実 績			見 込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	人	12	9	9	10	11	11
	利用量	人日	112	111	120	125	125	130

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(3) 日中活動系 訓練等給付（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援）

(1)自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために、自立訓練（機能訓練）事業所への通所や利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(2)自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために、自立訓練（機能訓練）事業所への通所や利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(3)就労移行支援

一般企業への就労を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障害者に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用者数	人	1	0	0	0	1	1
	利用量	人日	1	0	0	0	12	12

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(4)就労継続支援 A 型

一般企業等への就労が困難な障害者に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 A型	利用者数	人	3	1	1	1	2	2
	利用量	人日	24	19	12	14	16	18

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(5)就労継続支援 B 型

年齢や体力面で雇用が困難となった障害者、一般企業等への就労に至らなかった障害者等に雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた障害者に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 B型	利用者数	人	16	15	13	14	16	16
	利用量	人日	116	124	132	135	140	140

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(6)就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就職した障害者に、3年間就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数	人	1	1	1	1	1	1

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

【日中活動系サービスの見込量確保のための施策】

- ◆日中活動系サービスについての周知を図り、利用の促進に努めます。
- ◆関係機関・団体等との連携を図り、多様な日中活動系サービス実施主体を確保します。
- ◆利用者のニーズを把握し、適切なサービスの提供が行われるように努めます。
- ◆就労支援サービスの利用促進に努めます。

(4) 居住系（自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援）

(1) 自立生活援助

施設やグループホームで生活している障害者や家族と離れてひとり暮らしを希望する障害者が、理解力や生活力を補うために、1年間定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	人	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(2) 共同生活援助

グループホームで共同生活を行う障害者に主に夜間や休日、相談や入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	利用者数	人	15	11	13	14	14	15

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(3)施設入所支援

施設に入所する障害者に夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数	人	6	5	4	5	5	5

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

【居住系サービス見込み量確保のための施策】

- ◆居住系サービスの施設整備は、県及び圏域内の市町村との協議の上で推進・調整します。
- ◆NPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、グループホーム等の設置を呼びかけます。

(5) 相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

(1)計画相談支援

障害福祉サービスを利用するために、障害のある人の状況や、現在の環境等を勘案しサービス等利用計画を作成します。また、利用状況等の検証のためにモニタリングを行い、サービス等利用計画を見直します。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	人	31	33	29	30	31	32

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(2)地域相談支援(地域移行支援)

障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者が地域へ移行するために、住居の確保や相談、サービス事業所への同行支援を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(3)地域相談支援(地域定着支援)

居宅でかつ単身等の状況で生活する障害者と常時連絡の取れる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談や見守り、事業所との連絡など各種支援を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

【相談支援サービスの見込量確保のための施策】

- ◆人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。
- ◆入院患者の退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。

2. 地域生活支援事業の見込量と確保のための施策

(1) 成年後見制度利用支援事業

自己の判断において障害福祉サービスを利用することが困難な知的障害者または精神障害者が対象となります。申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部助成により、成年後見制度の利用を支援することで障害のある人の権利擁護を図ります。

○実績及び見込量

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	人	0	1	0	0	1	1

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

【成年後見制度利用支援事業見込量確保のための施策】

- ◆町の広報誌やホームページを利用し、成年後見制度の周知に努め、制度についての正しい知識の普及を行います。
- ◆窓口を明確にし、必要な手続きを分かりやすく周知します。

(2) 意思疎通支援事業

古座川町手話言語条例に基づき、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	人	2	2	2	2	2	2
	要約筆記者派遣	人	0	0	0	0	1	1

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

【意思疎通支援事業見込量確保のための施策】

- ◆手話通訳者・要約筆記者をスムーズに派遣できるよう体制を充実させます。
- ◆町が主催するイベント等に手話通訳者や要約筆記者を配置し、イベント等での情報の保障に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付または貸与を行うことにより、障害のある方の日常生活の便宜を図ります。

○実績および見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具 給付	自立生活支援用具	件	0	0	3	1	2	2
	排せつ管理支援用具	件	48	48	38	38	38	38

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(介護訓練支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、住宅改修は実績無し)

【日常生活用具見込量確保のための施策】

- ◆日常生活用具を必要とする方に利用が行き渡るよう、広報・周知を行います。
- ◆利用者のニーズを把握し、必要に応じ対象品目を拡大するなど事業の充実に努めます。

(4) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得した者を養成します。

○実績及び見込量

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人 (修了者)	11	14	14	18	18	18

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

【手話奉仕員養成研修事業見込量確保のための施策】

◆手話奉仕員養成研修を実施し、手話奉仕員として活動できる登録者を増やします。不足している手話通訳者の将来的な人材確保に繋がります。

(5) 移動支援事業

社会生活上不可欠な外出や余暇活動等のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促します。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	延べ利用 件数	件	14	32	88	90	85	83
	利用時間	時間	24	41	158	169	155	150

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

【移動支援事業見込量確保のための方策】

◆利用実績の把握とともに、各事業所と情報を共有し、地域の実情に応じた柔

軟な運用が行えるよう体制整備に努めます。

(6) 地域活動支援センター事業（基礎的事業分）

利用者に対し創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの支援を行います。

○実績及び見込量

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動 支援センター事業	実利用 人数	4	4	7	8	9	11

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

【地域活動支援センター見込量確保のための施策】

- ◆障害のある方が適切に利用することで、地域生活の支援を促進します。
- ◆様々な方に利用してもらえよう周知に努めます。

(7) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、研修や啓発活動を通じて地域の住民への働きかけることで、障害者等への理解を深め、共生社会の実現を図ることを目的として実施する事業です。

本事業は現在行われていませんが、今後は、普及・啓発を目的とし、広報紙やホームページに記載するなど、福祉事業の人材不足を補い継続したサービス提供を行える方法を検討します。

(8) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営む事ができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を目的として実施する事業です。

本事業は現在行われていませんが、今後は、圏域での会議の場を活用し、ニーズがあるのであれば、障害者等やその家族が現状や悩みを共有できる場を提供するなど、事業の実施を検討します。

(9) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利を守ることを目的として実施する事業です。

本事業は現在行われていませんが、今後は、圏域での会議の場の活用や関係団体との情報共有を行い、地域の実情に合わせた実施方法を検討します。

第6章 障害児福祉計画

1. 障害児福祉サービス等見込量と確保のための施策

障害児においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ったうえで、幼児期から成人期まで切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築し、障害の疑いがある段階から身近な場所で支援できるようにすることが重要です。そのため、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

(1) 児童発達支援

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	人	1	1	2	2	2	3
	利用量	人日	12	12	22	24	28	31

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(2) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(3) 医療型児童発達支援

上・下肢または体幹に障害がある未就学の児童が対象となります。児童発達支援及び治療を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型 児童発達支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(4) 放課後等デイサービス

就学している障害児に学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用者数	人	1	1	2	2	2	3
	利用量	人日	12	12	14	24	26	31

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(5) 保育所等訪問支援

障害児が通う保育所等、乳児院・児童養護施設に事業者が訪問し、集団生活への適応のための専門的支援等を行います。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等 訪問支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日	0	0	0	0	0	0

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(6) 障害児相談支援

障害児通所支援等を利用するために、障害児の状況、現在の環境等を勘案し障害児支援利用計画を作成します。また、利用状況等の検証のためにモニタリングを行い、障害児支援利用計画を見直します。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児 相談支援	利用者数	人	2	2	4	4	4	4

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

(7) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携など様々な分野に及ぶ支援を調整するとともに、医療的ケア児支援についての協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児を支援するための地域づくりを推進する役割を担います。

当町では令和6年度からの設置に努めます。

○実績及び見込量

			実績			見込		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度*1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に関する コーディネーターの配置		人	0	0	0	1	1	1

*1令和5年度の実績は見込量を掲載

【障害児福祉サービス等見込量確保のための施策】

- ◆地域で生活する障害児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、発達に関する支援、また障害種別によらず対応することができ、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関との連携を図ります。
- ◆各事業所との連携、近隣市町村でケースの共有を行い、サービスを必要とする人がでてきたときにスムーズに対応できるよう、体制の確保に努めます。

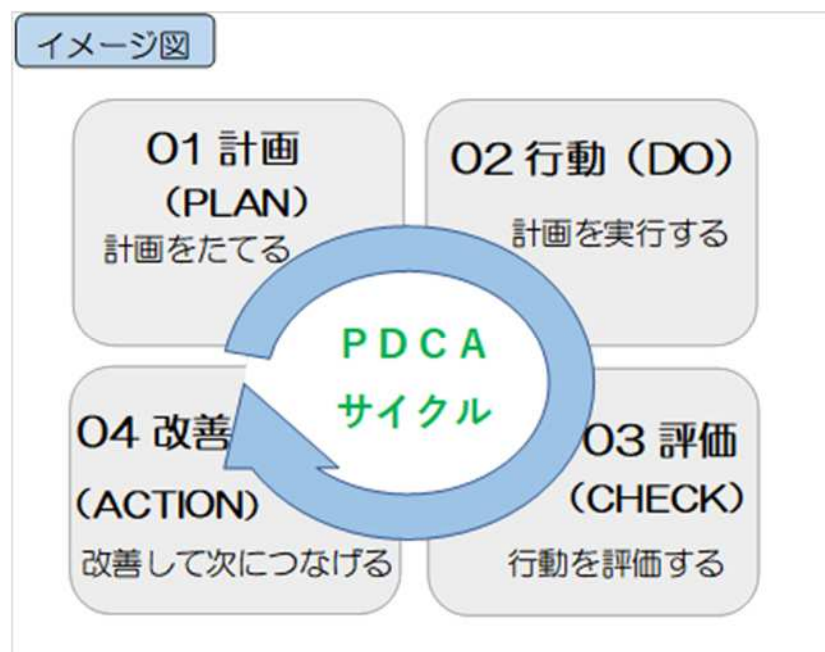
第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、自立支援協議会等と連携をとり、町民、民生委員・児童委員、障害福祉サービス提供事業者、医療関係者などとのネットワークを広く活用していくことが大切です。障害のある方が尊厳をもって日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進していきます。

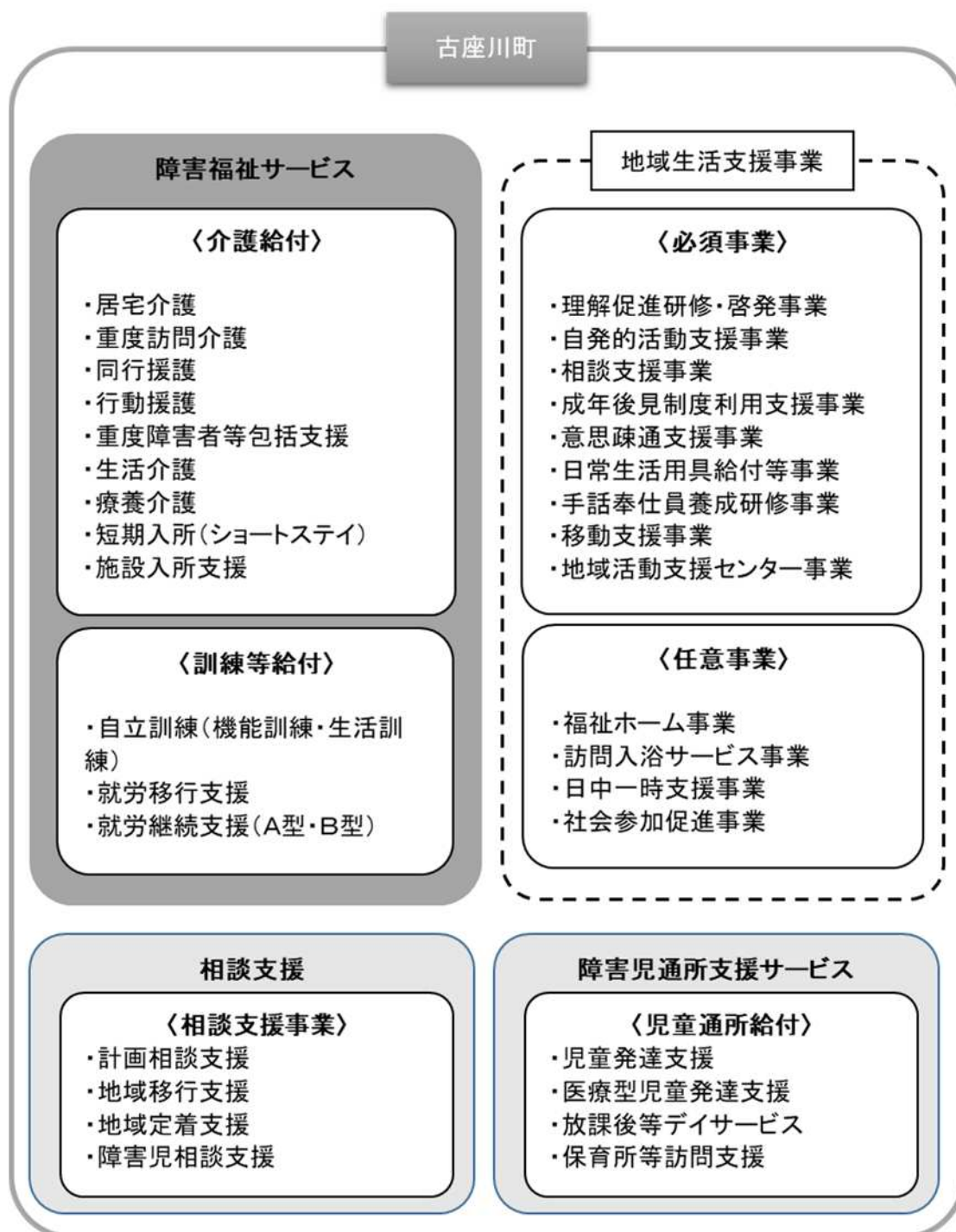
2. 計画の進捗管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる進行管理を行います。成果目標及び活動指標については、3年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら計画の分析・評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を実施、次期の計画へと反映させます。



参考資料

1. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの体系



2. ヒアリング協力事業所・事務局等

◆事業所一覧

種 別	名 称
相談支援	東牟婁圏域障害児者相談支援事業所とも

※敬称略

◆事務局

所 属	氏 名
古座川町役場 健康福祉課 課長	巽 寿久
古座川町役場 健康福祉課 副課長	大屋 直美
古座川町役場 健康福祉課 福祉班長	田中 美奈子
古座川町役場 健康福祉課	神田 陽司
古座川町役場 健康福祉課	増山 理恵
古座川町役場 健康福祉課	脇口 雅子

策定経過

日 程	項 目	内 容
令和5年9月22日	新宮・東牟婁圏域 担当者会議（第1回）	・計画の方向性について ・成果目標、活動指標について圏域での統一事項の確認
令和5年10月11日	新宮・東牟婁圏域 担当者会議（第2回）	・成果目標、活動指標の数値の統一
令和6年3月19日	ヒアリング	<調査対象> 令和5年4月時点で古座川町の方の利用がある相談支援事業所（串本町）

**古座川町第 7 期障害福祉計画
及び第 3 期障害児福祉計画**

発 行： 古座川町
編 集： 古座川町 健康福祉課
住 所： 〒649-4223
和歌山県東牟婁郡古座川町川口 254-1
T E L： 0735-67-7112
F A X： 0735-72-0172
発行年月： 令和 6 年 3 月